

遺産の探し方など

1 遺産が分からない

先日、藤木と田辺は奈良テレビの「ゆうドキッ!」に出演しました。「ドキッと情報」コーナーで遺産の探し方についてお話しました。オンエアの様子は、YouTubeにもアップされています（QRコードを貼っておきます。）。今回は「ゆうドキッ!」でお話したことも含め、「遺産の探し方【拡大版】」をお届けします。

2 預貯金

被相続人の取引があった金融機関に問い合わせると、預貯金の残高を教えてもらえます。ただし、「その取引があった金融機関が分からない」という場合は、取引があったと思われる金融機関のすべてに問い合わせる必要があります。

3 株式等有価証券

被相続人の取引があった証券会社に問い合わせると、保有銘柄等を教えてもらえます。「その取引があった証券会社が分からない」という場合は、証券会社を調べる方法があります。「証券保管振替機構（通称「ほふり」）」に問い合わせると、取引のあった証券会社を教えてもらえるのです。

4 不動産

自治体の固定資産税を担当する部署で「固定資産税課税台帳（通称「名寄帳」）」を発行してもらうと、被相続人の不動産が分かります。ただし、他の自治体に所在する不動産は載っていないので、不動産が所在する自治体で名寄帳を発行してもらう必要があります。

5 生命保険

被相続人が契約していた生命保険会社に問い合わせると、保険の内容を教えてもらえます。ここでも、問題は「その生命保険会社が分からない」という場合でしょう。大丈夫です。調べる方法があります。「一般社団法人生命保険協会」を通じて、生

命保険会社41社へ保険契約の有無を一括で照会できる「生命保険契約照会制度」が令和3年7月から始まったのです。意外と知られていない制度ですので、ぜひ、この機会にお見知りおきください。

6 デジタル遺産

デジタル遺産については、前号（No.38）をご参照ください。

7 航空会社のマイレージ

少し変わり種のお話も。ANAマイレージクラブ、JALマイレージバンクのマイルは、相続することが可能です。遺言書があれば法定相続人でない人にマイルを承継させることもできます。ただし、期間制限がある場合もあるので、ご注意ください。

8 銃が!刀剣が!出てきた

一般的な鉄砲刀剣類は「公安委員会」の許可なく所持できません。ただし、美術品や骨董品といえる鉄砲刀剣類は「教育委員会」に申請・登録すれば所持することができます。しかし、例えば日本刀を相続する場合は、所有者変更の届け出を相続から20日以内にする必要があります（銃砲刀剣類所持等取締法17条）。

9 船があった!

船があった場合、これも急いで相続手続きをする必要があります。漁船は死亡日から1か月以内、漁船以外の小型船舶は15日以内ですのでご注意ください!

奈良テレビ「ゆうドキッ!」出演動画↓

執筆

弁護士藤木秀行



【ナラハQ&Aコーナー】離婚と借金

Q 夫はギャンブル好きで多額の借金があります。夫に離婚したいと伝えたところ、「借金を半分支払ってほしい」と言われました。離婚した場合、私も夫の借金を半分支払わないといけないのでしょうか。

A 夫の個人的な借金は、夫自身が返済すべきものであり、妻には支払い義務はありません。

したがって、夫と離婚してもしなくても、夫の借金を妻が支払う必要はありません。

もっとも、夫が借金の分担にこだわる場合には、当事者間では、離婚の話し合いが中々進まないかもしれません。

離婚をお考えの場合には、弁護士にご相談されることをお勧めいたします。

回答 弁護士 金丸 有希



■ コラム ■

サブこそ大事

ナラハの事務所の近くには、素敵な副菜が添えられたランチを出してくれるお店がたくさんあります。丁寧に味付けされたおひたし。箸休めにいただくことで、口の中がさっぱりとし、メインの味わいをより深く感じることができます。味が染みた煮物はどこかホッとさせる家庭的な温かさを与えてくれます。漬物は食感のアクセントとなり、食事全体のリズムを生み出します。副菜が充実していると、作り手の細やかな心配りが感じられ、嬉しくなります。メインの料理だけでなく副菜まで美味しいとなると、食事全体の満足度は格段に上がります。

ご依頼いただいた事件の解決はもちろんですが、その過程で些細な疑問にも丁寧に答えること、お客様が大事にしたいポイントを押さえること。これらの積み重ねが、皆様からの信頼へと繋がるのではないかと思います、日々の仕事に励んでまいります。



弁護士 市ノ木山 朋矩



弁護士法人 ナラハ 奈良法律事務所

〒631-0824 奈良市西大寺南町8番33号奈良商工会議所会館1階
TEL 0742-81-3323 FAX 0742-81-3324 (奈良弁護士会所属)

ニュースレター不要の場合 送付停止 E-mail : info@naraha-law.jp